

京 都 帝 國 大 學 經 濟 學 部 內 東 亞 經 濟 研 究 所

東亞經濟叢論

第 三 卷 第 二 號

昭 和 十 八 年 五 月

滿洲經濟建設 <small>に於ける</small> 國家資本の地位……………	經濟學士 島 恭 彦
唐代民間に於ける度量器使用習慣の 實情と布帛測定尺の一實例……………	文學博士 那 波 利 貞
南方社會の一考察……………	經濟學士 鍵 本 博
山西の土法製鐵……………	經濟學士 菊 田 太 郎
農産増強と滿洲開拓政策の課題……………	經濟學士 山 岡 亮 一
支那蠶絲業の調整政策……………	經濟學士 堀 江 英 一
佛印關稅制度の意義……………	經濟學士 河 野 健 二
華北郵政人壽保險制度梗概……………	法 學 士 青 谷 和 夫

(採 轉 載)

書 肆 有 斐 閣 發 賣

支那蠶絲業の調整政策

堀 江 英 一

一 序 言

支那蠶絲業がわが蠶絲業の恐るべき潜在的競争者であることを、われ／＼は屢々聞かされてきた。このことの眞偽はとにかくとして、舊國民政府および支那蠶絲業者がわが蠶絲業に追付き、これを追越すことを當面の目標としてきたことには疑なからう。

かゝる關係から、支那事變後の民國二十七年（昭和二年）四月、所謂「日支蠶絲業の調整」なるスローガンのもとに、いちはやく支那蠶絲業の再編成がわが國の手によつて着々進められてきた。支那蠶絲業のこの再編成過程によりつくり出された機構とそこに發生した問題を簡単に描き出すことが本稿の意圖するところである。

支那蠶絲業はいまや當初の「日支蠶絲業の調整」なるスローガンとは異つた視角から問題とされねばならない事情にある。この際、從來の支那蠶絲業の調整政策をふりかへつて見ることも意味のないことではなからう。¹⁾

1) 支那事變後わが國の權威による詳細な調査があるが、こゝではすべて公刊の資料を利用してゐる。こゝに述べられてゐる事實がその後の調査と多少喰違つてゐる場合にも、そのまゝとした。

二 蠶絲業の調整政策

支那蠶絲業の従來の構造は、支那事變後設立された華中蠶絲株式會社による「日支蠶絲業の調整」政策によつて、かなり著しい變化をとげた。そこで、わたしは華中蠶絲會社の調整政策を支那蠶絲業の従來の構造と比較對照することによつて、支那蠶絲業の再編成過程をさきらかにすることとする。

I 華中蠶絲株式會社の設立 華中蠶絲株式會社は民國二十七年（昭和二十三年）八月一日設立を見たが、それには若干の前史とも稱さるべきものが存在した。それは同年四月二一日設立の中支蠶絲組合である。

II 絲廠の被害

中支における事變直前の絲廠（器械製絲工場）數および釜數、事變によるその被害状態については、色々の資料が存在し、その正確な事情は判明しないが、いま二三の資料から器械製絲業の中心地たる上海・無錫の被害状態をうかゞへば、次表の如くである。

表一 絲廠の被害状態

事變前の状態	上海		無錫絲廠數
	絲廠數	釜數	
全毀	四四	一〇、〇九六	二〇
一部損毀	三〇	六、四二〇	八
未損	一〇	四一六	一九
情形不明	三	二、五七二	三
		六八八	一

備考 上海は華中蠶絲株式會社『華中蠶絲報』第一五號三五―三八頁（原係數は維新政府『實業月刊』第三期の『兩蒼氏 英美商人翼下之器械製絲業』、無錫は『一年來の新無錫』より採用。

上表の示す如く、江浙兩省の絲廠は事變によりその大半が破壊され運轉不能に陥つたのであるが、さらに絲廠を經營してゐた「民族資本」の逃避によつてその復舊はもとより未損絲廠の運轉も不可能により、その蠶絲業は全く停止してしまつたのである。そして、かゝる絲廠の破壊停止は原料生産者たる養蠶農家の經濟を破壊するものであること、云ふまでもなく、そこから治安恢復の障害も生じてくる。かくして、蠶絲業の復舊が焦眉の問題となるに至つたのである。

〔II〕 中支蠶絲組合（日華蠶絲公司）の設立²⁾

中支蠶絲業復舊のための應急施設として民國二十七年（昭和二年）四月二十一日中支蠶絲組合が設立された。

中支蠶絲組合は「日支蠶絲業ノ調整ヲ圖ル爲中支那ニ於ケル蠶絲業ニ關スル恒久的經營組織ノ確立スルニ至ルマデ之ガ經營ヲ行フコトヲ目的」（中支蠶絲組合規約第二條）とし、從つて「中支那ニ於ケル蠶絲業ニ關スル恒久的經營組織ノ確立スルニ至リタルトキハ事業ヲ之ニ引繼ギ解散スル」（同規約第十六條）と云ふ中支蠶絲業の復興と日支蠶絲業の調整とのための應急施設である。

ところで、この組合の事業範圍は極めて廣般であり、「一 產繭其ノ他蠶絲類の賣買處理 二 製絲工場の經營 三 蠶種ノ製造及配給」（同規約第五條）などの全蠶絲業の運營統制を企圖するものであつたが、これらの事業は「本組合ノ事業ハ別ニ定ムル所ニヨリ組合員ニ委任シテ之ヲ行フコトヲ原則トス」（同規約第七條）の規定の示す如く組合員に委託され、從つて中支蠶絲組合は一種の統制組合と見ることができよう。

かくして、中支蠶絲組合は中支蠶絲業の復舊と日支蠶絲業の調整のために中支蠶絲業全體を統制しようとする

2) 華中蠶絲有限公司；支那蠶絲業と華中蠶絲股份有限公司（民國28年），5—11頁を主要な資料とする。

應急施設として誕生したわけであるが、その組合員並に出資額は次の如くであり(同規約第三條)、組合員の責任は出資額を限度とし、損失が出資を超過したときには超過分につき事業受託組合員が責任をとることになつてゐた(同規約第十四條)。

一、〇五〇、〇〇〇圓	片倉製絲紡績株式會社	七五、〇〇〇圓	三井物産株式會社
六〇〇、〇〇〇	郡是製絲株式會社	七五、〇〇〇	三菱商事株式會社
五〇〇、〇〇〇	鐘ヶ淵紡績株式會社	七五、〇〇〇	神戸生絲株式會社
一五〇、〇〇〇	上 甲 信 弘	五〇、〇〇〇	若林製絲紡績株式會社
一三七、〇〇〇	神營生絲株式會社	三七、五〇〇	旭シルク株式會社
一〇〇、〇〇〇	日華蠶絲株式會社	三七、五〇〇	原合名株式會社
七五、〇〇〇	昭榮製絲株式會社	三七、五〇〇	日本綿花株式會社

かくして、中支蠶絲組合は資本金三、〇〇〇、〇〇〇圓、第一回一〇分の一拂込(同規約第四條)で設立されたが、その出資者は日本の巨大製絲資本と巨大輸出資本からなつてゐた。

ところで、中支蠶絲組合の事業は片倉・郡是・鐘紡三社で組織した日華蠶絲会社に委託された。かくして、日華蠶絲公司是中支蠶絲組合の委託に基いて、まづ無錫の絲廠の復舊に従ひ、そのために日華蠶絲公司与支那側の興華公司(代表者楊高伯)との共同出資により資本金五〇萬圓の惠民製絲公司を設立し、日華蠶絲公司はその六〇%を現金出資し、興華公司是現物でその四〇%を出資することとし、振藝・振元・鼎盛・宏余・福綸・潤康・禾豐・大生・華福絲廠の九廠絲を復舊し、さらに日華蠶絲公司是別に杭州の杭州絲廠を復舊し、それが民國二七年八月一〇日、華中蠶絲株式會社に事業を譲渡するまでに中支蠶絲組合の復舊した絲廠は合計一〇工場二、六八八

九七二釜に達してゐた。

中支蠶絲組合は、既に屢々述べたやうに、應急施設であり、従つていづれは恒久的經營組織に發展的解消をなすべき運命にあつたが、それは早く同年八月一〇日華中蠶絲株式會社へと發展した。

〔III〕 華中蠶絲株式會社（華中蠶絲股份有限公司）の設立

上述した如く、中支蠶絲業は、一方で日本側の中支蠶絲組合によつて復舊工作が進められるとともに、他方は後述する如く、上海租界に逃避した「民族資本」による租界絲廠が簇生し、これが第三國輸出商と結託して日本側の復舊工作に對抗するに至つたので、日支合辦による支那籍法人の強力な統制機關を設立し、日本側の調整工作に強力な法的根據をあたへる必要が生じた。

かくして、現地當局は種々の接衝を経たのち、左記の如き要目を決定し、さきに中支蠶絲組合があきらかにした調整の輪廓はこゝに極めて明瞭なかたちで書き出されるに至つた。

一、日支共同出資ニヨリ蠶絲國策會社ヲ設立セシメルコト

二、同會社ノ主要業務ヲ左ノ如ク定メ、支那蠶絲業ヲ蠶種ノ製造ヨリ繭ノ處理ニ至ルマテ一貫シテ計畫的ニ統制經營セシムルコト

(1) 機械製絲事業ノ經營、(2) 蠶種ノ製造配給、(3) 產繭ノ新規利用ニ關スル加工業、(4) 必要ナル土絲ノ賣買、(5) 各項ニ附帶スル事業

三、同會社ノ事業經營方針及重要業務ニ付テハ、現在當局及ビ日本政府ノ指導精神ヲ徹底セシメ、日支兩國蠶絲業ヲシテ相剋摩擦ヲ生ゼシメザル如ク措置スルコト

右の如き要目のもとに

支那蠶絲業の調整政策

第三卷 三二一

第二號

一二五

3) 華中蠶絲股份有限公司；前掲書、12—41頁を主要資料とする。

支那蠶絲業の調整政策

第三卷 三二二 第二號 一二六

	運轉釜數	生絲生産數量	鮮繭所要數量
第一年度	三,三〇〇釜	六,六〇〇担	八二,〇〇〇担
第二年度	六,〇〇〇釜	一九,四〇〇担	二四二,〇〇〇担
第三年度	一〇,〇〇〇釜	三二,四〇〇担	四〇四,〇〇〇担

なる計畫のもとに、換言すれば一〇,〇〇〇釜復舊の計畫のもとに、民國二十七年(昭和十三年)八月一〇日華中蠶絲株式會社が上海に設立され、中支蠶絲組合の事業一切を繼承し、中支蠶絲組合は翌年四月までに解散することゝなつた。

かくして、華中蠶絲株式會社は中支蠶絲業の全面的な運営・統制を使命とする(華中蠶絲股份有限公司定款第二條)恒久的經營組織として出發したのであるが、維新政府はこの運営・統制に法的根拠をあたへるために、同年九月二十九日管理絲繭事業臨時辦法を公布して蠶種製造業・機械製絲業・繭行業を免許事業とする(同辦法第一條)とも、同日華中蠶絲股份有限公司規定を公布して華中蠶絲株式會社に器械製絲業および蠶種製造業の獨占的企業權を賦與するに至り、華中蠶絲株式會社の中支蠶絲業の全面的運営・統制はこゝに法的根拠を得た。ところで、民國二十八年(昭和十四年)三月三〇日臨時株主總會において、華中蠶絲株式會社の營業地域を中支より全支に擴張することゝし、山東省にある日華興業株式會社經營の張店絲廠を傘下に入れるに至つた。⁴⁾

華中蠶絲株式會社の資本金ははじめ八,〇〇〇,〇〇〇圓、そのうち六,〇〇〇,〇〇〇圓(半額拂込)は日本側さしあたり中支蠶絲組合が現金出資し、二,〇〇〇,〇〇〇圓(全額拂込)は支那側が現物出資したが、民國二十八年(昭和十四年)三月三〇日臨時株主總會において一〇,〇〇〇,〇〇〇圓を増資し、うち三,〇〇〇,〇〇〇圓(全

4) 5) 華中蠶絲股份有限公司：華中蠶絲報，第3號8—9頁を參照。

額拂込)のうち二、〇〇〇、〇〇〇圓は中支那振興株式會社・五、〇〇〇、〇〇〇圓は日本民國側の出資となつた。⁶⁾
 いまその業種別資本構成を見れば、次の如くである。

日本側		支那側	
製絲業者	五七、五一三株	現物出資	二〇〇、〇〇〇
中支振興會社	四〇、〇〇〇	合計	二〇〇、〇〇〇
養蠶業者	一九、〇五三		
生絲輸出業者	六、七五〇	小計	一四〇、〇〇〇
蠶種業者	三、五八〇	その他	八、七六〇
生絲問屋業者	三、二〇〇		
産業組合製絲	一、一四四		
その他	四、四		
		合計	一〇〇、〇〇〇

かくして、華中蠶絲株式會社はわが國のすべての關係業者および支那側製絲家から構成されてゐるが、その支配權は、上表よりあきらかな如く、わが國の製絲資本に握られてゐる。

II 調整形態

華中蠶絲株式會社は、上述した如く、全支の蠶絲業の全面的運営・統制を使命とするが、その法的根據は民國二七年(昭和二年)九月二日維新政府の公布した管理絲繭事業臨時辦法および華中蠶絲股份有限公司規定により華中蠶絲株式會社にあつたへられた蠶種製造業・繭行業・器械製造業の獨占的企業權であり、その運営は民國二八年(昭和二年)六月一三日興亞院華中連絡部通牒たる「蠶絲事業統制ニ關スル指導要領」⁶⁾

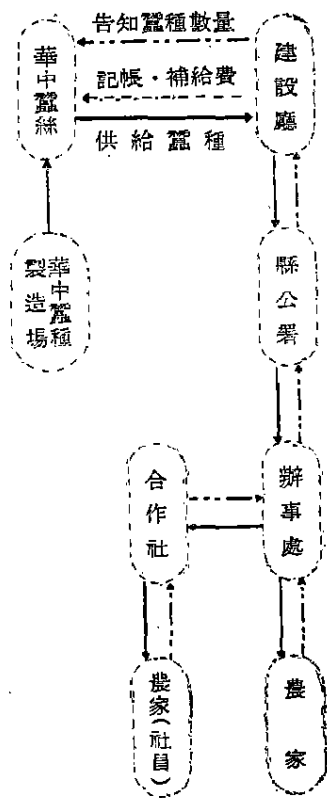
6) 華中蠶絲股份有限公司；前掲誌，24-28頁。

によつて明示されてゐる。そこで、この通牒によつてその調整形態をあきらかにするとともに、その従來の形態との相異をあきらかにすることとする。

四 蠶種の統制

舊國民政府は蠶絲業の低生産性を克服するために改良蠶種政策にその重點を置いたが、そのため一方では蠶種製造場の資格を規定し、販賣蠶種の検査制度を確立して優良蠶種の供給を確保するとともに、他方では全國經濟委員會蠶絲改良委員會のものと江蘇省蠶業改進管理委員會および浙江省蠶絲統制委員會をして蠶種製造業者から優良蠶種を購入せしめ、補助金を交附して安價に養蠶農家に配給せしめ、改良蠶種の普及をはかつた。華中絲蠶株式會社の養蠶業統制はこの舊國民政府の蠶種統制形態を繼承し、さらに前進せしめようとしたものである。

蠶絲業統制圖解之二 (蠶種)



を次の如く規定してゐる。

「中支那方面ニ於テ配給統制ヲ要スル蠶種ハ凡テ華中蠶絲株式會社ヲシテ準備セシメルモノトス之ガ爲華中蠶絲ハ既存ノ蠶種製造業者ノ製造ニ係ル蠶種ノ凡テヲ收買シ又ハ蠶種製造業者ニ委託製造ヲ爲サシメ以テ蠶種ノ數量價格及配給ノ統制ニ資スルモノトス

今其ノ要領ヲ圖解セハ蠶絲業統制圖解之ニノ如シ」

かくして、華中蠶絲株式會社はそれに賦與された企業獨占權に基き、江蘇省で二、一六三、〇〇〇枚の製造能力ある九五の蠶種製造場、浙江省で一、二二二、〇〇〇枚の製造能力ある三四の蠶種製造場、合計三、三七六、〇〇〇の製造能力ある一二九の蠶種製造場の營業免許を得たが、然し自ら蠶種を製造するのではなく、これらの蠶種製造場の製造に係る蠶種を買上げまた委託製造せしめて、これを養蠶農家に配給し、それによつて養蠶業を統制しようとしたのであり、従つてその形態は舊國民政府の方式の擴充・強化と云へるであらう。

〔四〕 產繭の統制

中支では、產繭は繭行を通じて收買される。製絲家または余繭商が繭行を直營し（自行）、または實質上繭行を賃借し（租行・租灶・包烘・包交）、または繭行に委託して（包收）、養蠶農家から鮮繭を收買し繭行で乾繭したが、その場合租行が最も多かつたと稱される。

華中蠶絲株式會社の繭行業獨占權の運營につき前掲通牒は次の如く規定してゐる。

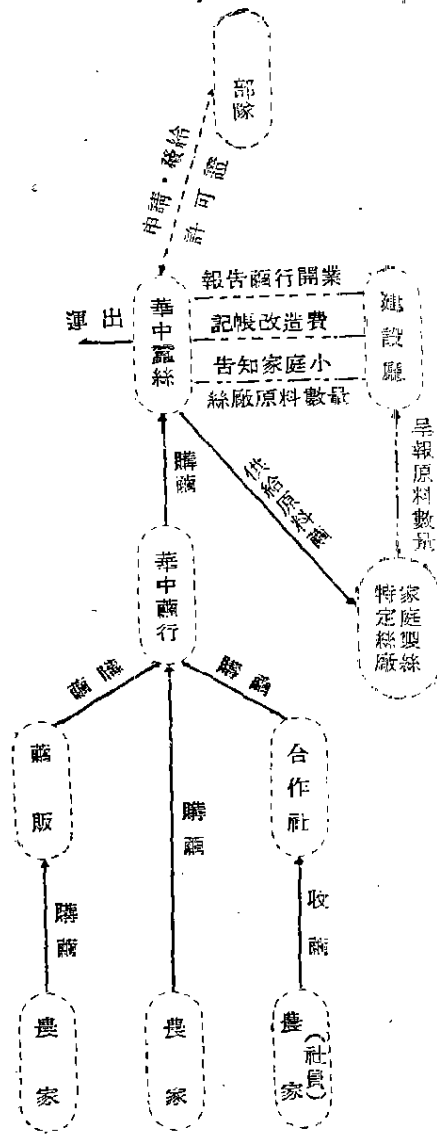
「中支方面ニ於テ產出スル繭ハ凡テ維新政府實業部繭價評定委員會ニ諮リ政府ガ公定シタル價格ヲ以テ一手ニ華中蠶絲株式會社ヲシテ買付ケセシメ產繭ノ數量、價格及配給ノ統制ニ資セム、但シ治安關係其他地方ノ狀況ニ依リ華中蠶絲ニ於テ買付シ得ザルモノハ座線絲工場其他特定ノ者ヲ定メ華中蠶絲ガ免許ヲ受ケタル繭行中ノ未契約ノモノ又ハ契約済ナルモ未營業ノモノニ對シ華中蠶絲ノ名ニ於テ委託買付ヲ爲サシメ其繭ノ搬出許可等モ統一的ニ華中蠶絲ノ名ニ於テ之ヲ受ケ繭ノ數量統制ニ資シ一面統制圏外ニ在リテ巧妙ナル手段ヲ弄シ上海方

7) 華中蠶絲股份有限公司；華中蠶絲業概況（民國28年3月），5—14頁參照。その後多少の變動あり。

面ニ移行セントスル繭ヲ未然ニ防止セシム。

今其ノ要領ヲ圖解セバ蠶絲業統制圖解之一ノ如シ

蠶絲業統制圖解之一 (繭)



華中蠶絲株式會社は江蘇省で二二二、二八〇担の收(鮮)繭能力ある二一四の繭行、浙江省で一五九、四〇〇担の收繭能力ある一〇〇の繭行、合計三七二、六八〇担の收繭能力ある三一四の繭行の營業免許を得てゐるが、その營業免許の意味は華中蠶絲株式會社が繭行の獨占的排他的利用權をもつことを意味するのであり、この利用權によつて租界絲廠の原料基礎を遮斷し、華中蠶絲株式會社の統制圏外に立つ絲廠の成立を妨げ、またこれをその傘下に收めんとしたのである。

8) 華中蠶絲股份有限公司；前掲書，15—36頁。

營業免許のかゝる性質上、華中蠶絲株式會社は、その免許行を直營するとは限らず、從來の形式を踏襲してゐる。たとへば、民國二九年（昭和一五年）四月末の契約内譯は

直營（自行・租灶）	二一行
包烘（包交含む）	八一〃
包收	四三九〃
計	五四一〃

であり、事變前と異り包收が壓倒的な比重を示して居り、治安關係の不良がうかゞはれる。余繭商を通ずる乾繭買付は法理上存在し得ない筈であるが、事變前に比し減少しつゝもなほかなり存在する。¹⁰⁾

民國二七年	現地買付	乾繭買付	合計
	二八、八〇〃	一三、五六〃	四二、三九一担
民國二八年	九一、〇〇〃	七九〇〃	九一、七九〇〃

かくして、事變後華中蠶絲株式會社に關する限り、余繭商を通ずる乾繭買付が減少して現地買付が増大したが、その現地買付は大部分包收によつてゐることがうかゞわれる。

然しこれによつて速断してはならない。華中蠶絲株式會社が包烘または包收契約を結んでゐる相手方は多く繭行主ではなく顔役たる繭商人である。たとへば民國三〇年（昭和一六年）春華中蠶絲株式會社無錫支店は三一名と契約してをり、その契約繭行數は一七七に達してゐるが、これはあきらかに繭行利用方法が華中蠶絲株式會社と繭商人との包烘または包收契約および繭商人と繭行との租行・包收契約の二重契約になつてゐることを示してゐる。

9) 華中蠶絲股份有限公司；華中蠶絲報，第6號15頁。
10) 華中蠶絲股份有限公司；華中蠶絲報，第14號18—19頁。

る。かゝる二重契約は、農村に蟠居する遊撃隊または匪賊と連絡をつけうる者のみが繭行を利用しうるといふ事情から生じたものである。かくして、同一名稱でも事變前と著しくその内容を異にしてゐることを知らねばならない。

繭價は實業部に設置され、實業部次長を委員長とし、維新政府（現在國民政府）側五人・地方政府側五人・華中蠶絲側三人・興亞院その他三人から構成される繭價評定委員會がその標準を決定するが、それがいかにして算定されるかは明かでない。かりにこの標準繭價が公正であるにしても、上述の如き二重契約による繭行利用や遊撃區域における種々の課税のため、それが養蠶農家にまで達するときには、それが遠かに低くなつてゐることだけは斷言できよう。

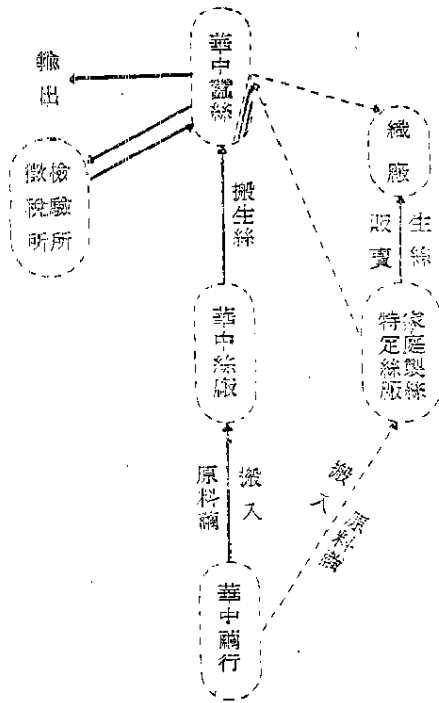
III 生絲の統制

従來の支那製絲業は絲廠所有者と絲廠經營者と余繭商と外人輸出商（および買辦的資本）とから構成されてゐた。一般的に云ふならば、絲廠經營者は絲廠所有者から絲廠を賃借し、まづ將來生産さるべき生絲を外人輸出先に賣し、それから余繭商から乾繭を買付け操業するのが通例であつた。かく製絲業者が固定資本を所有しないことは、企業の永續性・經營の持續性を喪失せしめ、産業資本としての自立性を失はしめる重要な要因であつた。

華中蠶絲株式會社は支那側の現物出資と製絲資本を樞軸とする日本側の現金出資とからなつて居り、その出發點においてかゝる前期性を克服した近代的資本であり、歪められた形ではあるが、前述した如き現地買付にその原料基礎を求めたのはこれがためであらう。

華中蠶絲株式會社は器械製絲業の獨占的企業權を賦與されてゐるが、前記通牒はこれにつき次の如く述べてゐる。

蠶絲業統制圖解之三（製絲）



る。

「中支那地方ニ於ケル機械製絲業ハ凡テ華中蠶絲ヲシテ統制經營セシメ一手ニ生絲ノ販賣ヲ爲サシムルモノトス、但シ座繰絲工場及上海市内ノ製絲工場ニシテ適當ナルモノニハ指定數量ヲ限度トシテ華中蠶絲ノ原料繭ノ一部ヲ配給セシムルモノトス

今其ノ要領ヲ圖解セハ蠶絲業統制圖解之三ノ如シ。」

この通牒には二つの意味が含まれてゐる。第一に家庭製絲・特定絲廠の存在は許容されるが、その原料繭は華中蠶絲株式會社免許繭行で華中蠶絲株式會社の名義で買付・搬出されねばならず、その生絲は地遣絲以外の輸出絲は華中蠶絲株式會社に販賣されねばならない。かくして原料繭の遮斷によつて租界絲廠存在の根據を失ふとともに、家庭製絲・特定絲廠の原料繭を華中蠶絲株式會社の統制下に納めることによつて生絲の販賣を統制し、それと第三國輸出商との關係を遮斷しようとした。第二に、華中蠶絲株式會社は器械製絲業を獨占的に經營するとも、土絲を除いた全輸出絲をその統制下に納め、第三國系資本を蠶絲業から完全に排除しようとしたのである。

以上の形態によつて、全支とくに中支の全蠶絲業に對する華中蠶絲株式會社の獨占的統制組織はかたちのうへでは完成した。そこで、つぎにはこの統制組織そのものゝもつ内的矛盾をあきらかにしなければならぬ。

三 調整政策の浸透と反撥

Ⅰ 對抗要素發生の根據 中支蠶絲組合および華中蠶絲株式會社による中支蠶絲業復舊工作は對抗要素を發生せしむべき充分の根據をもつてゐた。

上述した調整政策は、華中蠶絲株式會社が蠶種製造業・繭行業の獨占的企業權をもち、原料基礎の側面から對抗要素の發生を防止するべく自ら企業獨占權をもつ器械製絲業の原料基礎を確保しようとするものである。然しこの調整政策が完全に成功を納めるためには、中支全體の繭の生産および流通、さらには輸出生絲の流通をその統制下に置きうるが如き治安關係の確立を根本前提とせねばならないが、治安の悪い農村と第三國系の資本の據點をもつ支那でかゝることを期待することは時期尙早であつた。華中蠶絲株式會社が營業免許を得た蠶種製造場や繭行でさへ、それが委託製造や二重契約による買付によつて經營される限り、そこで製造された蠶種や買付けられた原料繭が統制圏外に逃れることは充分ありうることである。調整政策の未浸透、そこから對抗要素が發生する餘地がでてくる。

ところで、既に述べた如く中支の蠶絲業は支那事變によつて完全に停止するに至つたが、中支蠶絲組合および華中蠶絲株式會社によつて復舊された絲廠は事變直前に比較すれば、次表の如く、まだ著しく劣つてゐる。

表二 江浙兩省絲廠復舊狀態

	上	海	無	錫	其	他	計
民國二五年	四九廠	一一、一一六釜	三四廠	一〇、〇六二釜 一、一六二釜	二四廠	三、六〇七釜 二、二一五釜	一〇七廠 二四、七八七釜 三、三七七釜
民國二七年七月		一	八	二、四一二	二	四六〇	一〇
民國二七年八月		一	一〇	三、五八八	七	二、一七六	一七
民國三〇年七月	二	四〇八	一〇	二、九八〇	六	二、六一六	二〇

備考 民國二五年は華中蠶絲報第一五號三一頁より、その他は華中蠶絲社報第三・四號および華中蠶絲より採用

支那事變は絲廠を破壊したほど養蠶絲を破壊しなかつたと稱されてゐる。支那事變による繭産額の増減を正確に示す係數をこゝに掲げるわけにゆかないが、それがそれほど減少しなかつたことは上海生絲輸出數量の増減によつて略々判断しうるであらう。

事變五ヶ年平均	三七、〇〇担	民國二八年	六七、一六七担
民國二六年	三七、六二八	民國二九年	五六、八八五
民國二七年	二五、五八五		

かくの如く、輸出絲値上りによつて國用絲が輸出絲に轉向した事情があるにしても、事變後の上海生絲輸出數量は事變前に比し著しく増大し居り、このことは原料繭の生産數量が支那事變によつて減少せず、寧ろ増大したことを物語つてゐる。

原料繭の生産が寧ろ増大する傾向にありながら、中支蠶絲組合および華中蠶絲株式會社の絲廠復舊工作が事變

直前状態より遙かに低位にあるとすれば、原料繭がさきに述べた如き調整機構の間隙を縫つて統制圏外に逃れだすのに不思議はない。

そればかりではない。支那事變以來生絲價格は著しい上昇傾向を示してゐた。たとへば、劉大金氏によれば、¹¹⁾ 廠絲一担當り上海輸出價格は次の如くである。

年次	海關輸出價格	市場價格
民國二五年	七〇二・六七元	八〇七・五〇元
民國二六年	八一・二三〃	八五八・七五〃
民國二七年	九二二・五三〃	一、一四三・三三〃

かゝる絲價上昇傾向が統制外絲廠を簇生せしめる誘因となつたことは改めて述べるまでもなからう。

上述した如く、中支蠶絲組合および華中蠶絲株式會社の調整機構が農村治安關係および上海租界のため充分中支蠶絲業に浸透することができず、そこに統制の間隙が充分あつたところへ、その後舊絲廠が原料繭を充分消化できず過剩繭が存在し、しかも絲價上昇傾向が製絲業經營を極めて有利な事業たらしめるに至つたのである。かゝる事情は互に相俟つて統制圏外に立つ對抗要素を成立せしめるに至つた。

II 對抗絲廠の盛衰 かゝる調整政策の圏外に立つ對抗絲廠としては、租界絲廠と小型製絲または家庭製絲との二つをあげることができる。こゝでは、まづこれらの具體的事情を述べ、ついでこれらの調整政策攪亂作用を述べることにする。

III 租界絲廠

支那事變によつて中支絲廠の大半は破壊され、破壊を免れたものも上海租界への資本逃避によつて操業は停止

11) D. K. Lieu; The Silk Industry of China, 1940, p. 266.

された。かくの如く、上海租界へ逃避したあらゆる方面の資本はいづれかに投資口を求めて焦慮してゐたのであるが、時恰も上述の如く原料繭は充滿して居り、しかも絲價上昇傾向にあつたので、民國二七年（昭和一三年）春以來これらの逃避資本は絲廠經營に集中し、こゝに租界絲廠が簇生したのである。租界絲廠のもつかゝる性質上それは「八個月做廠辦法」の示す如く、投機的性質をもつものであつたが、その勢力は看過すべからざるものがあつた。¹²⁾ いまその盛衰を示せば、次の通りである。

表三 租界絲廠盛衰

	開	工	停	工	合	計
民國二七年十二月初	一七廠	三、七六二釜	建設中一六廠	二、二一八釜	三二廠	五、九八〇釜
民國二八年八月二十六日	二八〃	六、四七二〃	休業一三〃	一、二〇九〃	四一〃	七、六八一〃
民國二九年十二月	二〃	四〇〇〃				

備考 華中蠶絲報第一五號三九—四四頁より採用。

上表によれば、所謂租界絲廠は民國二七年（昭和一三年）春から簇生して民國二八年（昭和一四年）秋に最も多くなり、その絲廠數および釜數は華中蠶絲株式會社のそれを遙かに凌いだ、民國二九年（昭和一五年）には殆んどその跡を斷つに至つたのである。

租界絲廠のかゝる盛衰は専ら原料繭獲得に基く。即ち

- (一) 民國二七年春から二八年秋までは、原料繭は専らわが占領地たる江浙兩省から運ばれてゐた。
- (二) 民國二九年に入り、わが占領地からする上海租界への物資搬入の制限、所謂租界封鎖政策が強化される

支那蠶絲業の調整政策

第三卷 三三三 第二號 一三七

12) 錢承緒編；經濟研究，第1卷第9期，120—121頁。

に及び、未占領地たる浙東地方とくに寧波方面から運ばれた。彼等は物購統制委員會を組織し、この委員會が絲廠から所要量の繭代金を集めて購繭し、これを代金豫納者に配給するに至つた。然し原料繭を充分確保することができず、こゝに租界絲廠の存在基礎が危殆に瀕した。

(三) 民國二十九年九月以降租界絲廠の唯一の原料基地寧波方面がわが軍に占領されるに至つて、その原料基礎は殆ん遮斷されてしまつた。¹³⁾

かくして、第一の對抗要素たる租界絲廠はわが租界封鎖政策によつて原料基礎を遮斷されたために、民國二十九年(昭和十五年)その短き生涯を終つたのであるが、それは華中蠶絲株式會社の調整政策の浸透を何等意味するものでない。華中蠶絲株式會社の復舊絲廠は産繭を消化しきれず、産繭が統制外に流れ出すルートは従前通り残されて居り、しかも絲價は法幣低落と絡み合つて益々著しい上昇傾向を辿つてゐる限り、租界絲廠の覆滅は何等問題の解決を意味せず、異つた形態で新しい問題を提起せしめるにすぎない。そして、この新しい對抗要素が小型製絲または家庭製絲と稱されるものである。

II] 家庭製絲

家庭製絲は民國二十八年(昭和十四年)春頃から簇生し始め、同年八月頃には無錫地方を中心とするものだけで登記一八八工場二、六〇一釜、未登記略々一、〇〇〇釜、合計三、六〇〇釜前後になり、¹⁴⁾さらに民國二十九年(昭和五年)八月頃には約九、七〇〇釜に達し、¹⁵⁾華中蠶絲株式會社統制外の最大の對抗要素となるに至つた。

そこで、これを取締るために實業部管理手工製絲業辦法を民國二十八年(昭和十四年)五月十五日公布して、その第四條で次の如く規定した。

13) 華中蠶絲股份有限公司；華中蠶絲報，第15號44—45頁。
 14) 華中蠶絲股份有限公司；華中蠶絲社報，第3號1頁。
 15) 華中蠶絲股份有限公司；華中蠶絲報，第7號9頁。

手工製絲業ノ設備ガ二〇釜以上ニテ左記ノ項目ニ該當スルモノハ手工製絲業ト認メズ

一、二釜以上連結ノ動力アルモノ
二、スチーム装置アルモノ

三、一釜三緒ノ繰絲設備アルモノ

四、ケンネル式共燃式及類似ノ構造ヲ設備スルモノ

かくして、この辦法は二〇釜以内の器械製絲業を許容したのであるが、さらに民國二九年(昭和一五年)七月公布された工商部管理小型製絲工場暫行規則¹⁶⁾は「凡ソ小規模製絲工場ノ設備ハ舊式木車ヲ以テ主トナスダ、生産ノ増加及ビ製品改良ノタメ、機械ヲ採用スルコトヲ得、但シ每一工場ノ設備ハ二十釜ヲ超ユルコトヲ得ズ」(第四條)と規定して二〇釜以内の器械製絲業を認め、たゞ「單獨或ハ二人以上ノ合資經營ニナル小規模製絲工場ハ同時ニ二個以上ノ小規模製絲工場ヲ經營スルコトヲ得ズ、亦ソノ他ニ同業者ト合作乃至ハ同業者ノ工場、家屋及ビ設備ヲ使用スルコトヲ得ズ」(第六條)及び「各自ノ小規模製絲工場ノ全體ノ釜數ハ本省市所有ノ大規模製絲工場ノ釜數總數ヲ超ユルコトヲ得ズ」(第七條)の制限あるにすぎない。

かくして、家度製絲とは二〇釜未滿の座繰または器械製絲工場を指すのであるが、前掲暫行規則が暗示するやうに二〇釜以上の繰絲器を同一工場内に備へ名義上二〇釜未滿に分割せるものや同一人が名義をかへて數個の二〇釜未滿の工場を經營するものが多く、實質上は二〇釜を遙かに越へた器械製絲業が多く、わたしが民國三〇年(昭和一六年)夏中支を視察した折にも、かゝるものが多かつたのである。

* 民國二六年(昭和一四年)六月八日興亞院華中連絡部通牒座繰生絲工場ニ關スル處理要領¹⁷⁾は「座繰生絲工場ハ二十釜以内ニシテ動力ヲ使用セザルモノノ操業ヲ認メルコト」と規定し、家庭製絲を二〇釜未滿の座繰工場と規定してゐる。

支那蠶絲業の調整政策

第三卷 三三五 第二號 一三九

16) 華中蠶絲股份有限公司；前掲誌，12頁。
17) 華中蠶絲股份有限公司；華中蠶絲社報，第3號29頁。

家庭製絲の原料繭はその工場で消化しうる數量を限度として（前掲通牒五および六）、華中蠶絲株式會社が免許をうけた繭行で未契約のものまたは契約中なるも未營業のものに對し華中蠶絲株式會社の名で委託買付をなし（同四）、それを工場に搬出するための搬出許可證の發給は華中蠶絲株式會社の名で特務機關からうけ（同四）、かくして華中蠶絲株式會社との競争買付を防止するとともにその統制傘下に這入るべく規定される。生絲の販賣に關しては、前掲通牒は規定してゐないが、六月十三日「蠶絲事業統制ニ關スル指導要領」に従ひ、輸出絲は華中蠶絲株式會社をして販賣せしめると云ふ規定があてはまること、云ふまでもない。

かくして、華中蠶絲株式會社は家庭製絲を止むを得ざる存在として許容しつつも、原料繭・生絲の流通を自己の掌中に握ることによつて、實質上賃繰工場としてその調整機構のうちに組入れようとした。然し原料繭・生絲の流通機構が治安關係その他によつて華中蠶絲株式會社の手で握り得ない限り、家庭製絲は當然その統制圏外に立つこととなる。そして、それが租界絲廠と異り廣般な郷區に存在するため、その絶滅は期すべくもなかつた。

〔III〕 租界絲廠・家庭製絲の對抗性

わたしは、上來華中蠶絲株式會社の統制圏外に立つ租界絲廠・家庭製絲について述べ、華中蠶絲株式會社が租界絲廠を敵性絲廠としてその絶滅をはかり、家庭製絲を中立絲廠としてその包容を策した事をあきらかにした。

かくの如く、租界絲廠を敵性絲廠、家庭製絲を中立絲廠と考へることは理由のないことではない。租界絲廠は租界に存在するため、當時の政治状態のもとではわが國および新政權の全く及ばない彼方にあつたに反し、家庭製絲は實質上はとにかく形式的にはわが國および新政權の力の及ぶ此方に存在したからである。かゝる相異は一應形式的には考へうるであらうが、然し家庭製絲が華中蠶絲株式會社の調整機構のそとに立つ限り、實質上家庭

絲廠・租界絲廠に對する上述の相異は意味を失ひ、一括して對抗絲廠と考へなければならぬであらう。

既に述べた如く、華中蠶絲株式會社は蠶種製造場の獨占的企業權によつて中支における蠶品種・産繭數量を統制し、繭行の獨占的企業權によつて原料繭の確保・遮斷などを策したのである。この原料繭統制こそ華中蠶絲株式會社の調整政策の根幹をなすものであつた。ところが、租界絲廠や家庭製絲が華中蠶絲株式會社經營絲廠の釜數より遙かに多い釜數に要する原料繭を華中蠶絲株式會社とは全く別個に買付ける場合、上述した如き華中蠶絲株式會社の對抗絲廠攻撃武器は全くその意味を喪失する。換言すれば、支那蠶絲業調整機關としての華中蠶絲株式會社の存在理由を喪失せしめるであらう。従つて、租界絲廠や家庭製絲が華中蠶絲株式會社買付原料繭の供給を埃つことにならない限り、兩者の對立はつゞかざるを得ない。

上海における輸出生絲の流通経路は事變後二つに分裂した。その一は、從來の経路であつて、租界絲廠や家庭製絲は絲號・絲通事を通じて從來の輸出商たる第三國輸出商、稀にはわが國輸出商に販賣した。その二は、民國二八年（昭和十四年）六月一六日華中蠶絲株式會社が本邦輸出商の組織した上海生絲輸出商同業會と協定した輸出生絲賣買取引規約による経路であつて、華中蠶絲株式會社は上記同業會會員たる本邦輸出商に限り生絲の取引を行ふことになつた。華中蠶絲株式會社Ⅱ本邦生絲輸出商と租界絲廠・家庭製絲Ⅱ第三國生絲輸出商との對立はここに至つてあきらかとなり、原料部面における對立もこゝから積極的な意味を與へられることとなるのである。ところで、兩者のかゝる對立はより現實的な意味をもつてゐる。租界絲廠・家庭製絲Ⅱ第三國生絲輸出商の輸出代價が法幣の價值維持の支柱となり、援蔣物資の購入基金となり、華中蠶絲株式會社Ⅱ本邦生絲輸出代價がその攻撃武器たる役割を果すからである。

四 結 言

わたしは、上來「日支蠶絲業の調整」を目標とする支那蠶絲業の調整政策と調整機構を解明の中心に置きつゝ、それが従來の機構といかに異りまたいかなる點で發展してゐるか、さらにかゝる調整政策と調整機構が支那とくに中支の蠶絲業に對しいかなる程度まで浸透しまたいかなる低抗をうけてゐるかをあきらかにした。

そして、支那蠶絲業再編成過程を色付けるものは次の點であることをあきらかにした。支那蠶絲業の従來の機構は第三國輸出・買辦的資本・絲廠經營資本の如き支配關係にあつたのであるが、支那事變以後の中支蠶絲組合・華中蠶絲株式會社による調整政策と調整機構はまさしくこの従來の機構を打破し、日本資本との合辦のもとに「民族資本」を動員しようとしたものであつた。

そこに生じた對抗關係は、従來の機構を維持しようとする「民族資本」の轉形たる租界絲廠・家庭製絲と従來の機構を打破しようとする華中蠶絲株式會社との摩擦である。華中蠶絲株式會社は中支産繭の消化能力を缺きながら、原料繭および生絲の流通をその統制下に置き、對抗要素をその支配下に置くことを餘儀なくされたのであり、それが行つた流通統制には流通過程の合理化なる意圖は含まれてゐなかつたと見るのが至當であらう。

ところで、流通統制による對抗要素の包容は、その性質上治安の確立と政治力の浸透を前提とするのであり、華中蠶絲株式會社は課題と條件との乖離に苦慮せねばならなかつたのである。

民國三〇年（昭和一六年）の資金凍結令および大東亞戦争の勃發は事態を一變せしめ、全く新しい視角から支那蠶絲業が検討されるべき段階に達し、それととも支那蠶絲業の調整目標も變化を來しつゝある。華中蠶絲株式會社は新しい將來を擔されてゐる。